

大会参加者の災害補償実施基準

公益社団法人 日本オリエンテering協会
総務委員会

1. 本実施基準の目的

本実施基準は、公益社団法人日本オリエンテering協会（以下「J O A」という）ならびにJ O Aの所属団体（以下「主催者」という）が日本国内にて主催するオリエンテering大会、ロゲイニング大会、トレイルランニング大会、それに付随する各講習会、指導会、練習会（以下「大会」という）に参加した者、並びに大会運営者（以下「本人」という）が、その大会参加・運営中・準備中に被った傷害または疾病（以下「傷病」という）に対して、主催者が給付する災害死亡補償、後遺障害補償および療養補償について、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 主催者の適用範囲

本実施基準における主催者とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) J O AおよびJ O Aの各委員会、ならびにJ O Aと共催する各団体
- (2) J O Aの正会員たる各都道府県オリエンテering協会・委員会（以下「都道府県協会員」という）、ならびに都道府県協会員と共催する各団体
- (3) 都道府県協会員以外のJ O Aの正会員たる理事会で承認されたオリエンテeringに関連する団体（以下「団体会員」という）ならびに団体会員と共催する各団体
- (4) 日本学生オリエンテering連盟に正準加盟する各団体
- (5) J O Aが認定するオリエンテeringクラブ
- (6) J O Aが認定する認定資格者、イベントアドバイザー、トレイル・オリエンテering・コントローラ、トレイル・オリエンテering普及員、ナビゲーション・インストラクターおよびナビゲーション・マイスターを構成員に含む実行委員会

3. 被補償者の適用範囲

本実施基準は前条における主催者が、大会開催日前にJ O A事務局に届出し、受理された大会の参加者、並びに大会運営者（主催者が作成、保管する名簿に記載された参加者と運営者をいう）に適用する。

4. 用語の定義

本実施基準において、次に掲げる用語の意義は、当該各項目に定めるところによる。

- (1) 「傷害」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く）を含む。
- (2) 「疾病」とは、急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患、くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患、熱中症（日射病および熱射病等）、低体温症および脱水症をいう。
- (3) 「大会に参加中」とは、本人が大会に参加するために主催者の指定する場所に集合した時から、主催者の管理下を離れた時までをいう。ただし、本人が大会に参加する者の場合には、所定の参加手続きが完了するまでは「大会に参加中」とはみなさない。運営者については準備集合から準備解散まで（ただし自宅、宿舎からの往復途上を含む）とする。
- (4) 「公的給付」とは、次の給付をいう。
 - ① 次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度によって支給される障害に対する給付
 - (イ) 労働者災害補償保険法
 - (ロ) 国家公務員災害補償法
 - (ハ) 地方公務員災害補償法
 - ② 公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する法律

- ② 次のいずれかの法律その他の社会保障法令によって支給される障害に対する年金給付
- (イ) 厚生年金保険法
 - (ロ) 国民年金法
 - (ハ) 国家公務員共済組合法
 - (ニ) 地方公務員等共済組合法

5. 災害死亡補償－弔慰金

主催者は、本人が第1条の傷病を被り、その傷病により、傷病を被った日（傷害については事故日、疾病については医師（本人が医師のときは、本人以外の医師をいう。以下同様とする）の診断による発病の日をいう。以下「傷病発生日」という）からその日を含めて180日以内に死亡したときは、次のとおり弔慰金として本人の法定相続人に給付する。

弔慰金	200万円
-----	-------

6. 後遺障害補償－障害一時金

主催者は、本人が第1条の傷病を被り、その傷病により、傷病発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害を残したときは、障害一時金として次のとおり本人に給付する。

障害等級	1級から 3級まで	4級から 6級まで	7級から 9級まで	10級から 12級まで	13級から 14級まで	障害手当金に 該当する場合 (疾病のみ)
障害一時金	200万円	140万円	70万円	20万円	8万円	20万円

7. 後遺障害等級基準および認定

- (1) 前条の場合において、後遺障害の原因が傷害のときは、障害等級は労働者災害補償保険法施行規則別表1「障害等級表」の基準に従い認定する。この場合、傷病発生日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、傷病発生日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき認定する。
- (2) 前条の場合において、後遺障害の原因が疾病のときは、次の各号に従い障害等級を決定する。
 - ① 公的給付における認定と同一の等級に認定する。
 - ② 前号の認定が行われる前に、後遺障害の原因となった疾病を直接の原因として本人が死亡したときは、災害死亡補償に準じて補償を給付する。
- (3) 前条の場合において、後遺障害の原因が疾病で、公的給付において等級が認定されないときは、厚生年金保険法施行令第三条の八および同法施行令第三条の九の基準に従い認定することができる。

8. 後遺障害と災害死亡の関係

主催者が障害一時金を給付した後、本人が後遺障害の原因となった傷病の結果として傷病発生日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、弔慰金の額から既に給付した障害一時金の額を控除した額を給付する。

9. 弔慰金等の給付による損害賠償の減免

主催者が、弔慰金または障害一時金を給付したときは、主催者は、給付した金額を限度として、本人が主催者に対して有する損害賠償の責を免れる。

10. 療養補償－入院見舞金

主催者は、本人が第1条の傷病を被り、その治療のために入院した場合には、入院日数1日につき次の金額を入院見舞金として本人に給付する。ただし、入院見舞金の給付日数は、180日を限度とし、かつ、傷病発生日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対して入院見舞金を給付しない。

入院1日につき	3,000	円
---------	-------	---

11. 療養補償－手術給付金

前条の場合において、傷病発生日からその日を含めて180日以内に、本人が治療を直接の目的として別表に掲げる手術を受けたときは、入院見舞金の日額に手術の種類に応じて別表に掲げる倍率（2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率）を乗じた額を、1回に限り手術給付金として本人に給付する。

12. 療養補償－通院見舞金

主催者は、本人が第1条の傷病を被り、その治療のために通院した場合には、通院日数1日につき次の金額を通院見舞金として本人に給付する。ただし、通院見舞金の給付日数は、90日を限度とし、かつ、傷病発生日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては通院見舞金を給付しない。

通院1日につき	2,000	円
---------	-------	---

13. 補償を行わない場合

主催者は、次の各号の傷病に対しては、補償を給付しない。

- (1) 本人またはその法定相続人の故意または重大な過失による傷病ただし、補償を給付しないのは本人の被った傷病に限る
- (2) 本人の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による傷病。ただし、補償を給付しないのは本人の被った傷病に限る
- (3) 本人の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用による傷病
- (4) 頸部症候群（むちうち症）または腰痛で自覚症状しかないもの
- (5) 本人の妊娠、出産または早産
- (6) まめ、靴擦れ等により、足指、足の裏等の足部に発生した傷病
- (7) 大会の直前12ヶ月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係のある疾病
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）による傷病
- (9) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下この号において同様とする）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故による傷病
- (10) 前2号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故による傷病
- (11) 第10号以外の放射線照射または放射能汚染による傷病
- (12) 大会開催前にJ O A事務局に届出がなかった大会
- (13) 日本国外で入院、通院したもの、ならびに補償を受けようとする者
- (14) 宿泊危険を伴うもの、宿泊を目的とした宿舎内における傷病

14. 運営

本実施基準は、公益社団法人日本オリエンテーリング協会を事務局として運営する。

15. 保険契約

J O Aはこの実施基準に基づく補償、給付および見舞金贈呈を円滑かつ安全に運営するために団体総合補償制度費用保険（行事参加者補償制度費用保険特約）を Chubb 損害保険株式会社と締結する。

16. 保険手続きへの協力

前条に定める保険契約の締結ならびにその異動承認請求書および保険金請求の手続きに関し、主催者ならびに被補償者は求めに応じ必要書類の作成に協力しなければならない。

17. 改廃等

この実施基準の改廃は、総務委員会の承認、および理事会の報告を経て行う。

18. 附則

1 この実施基準は令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。